

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2538号

平成26年 1 月21日火曜日 第2538号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定医療機関の廃止の届出	(保健福祉	上課)	34
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定	( "	)	34
介護機関(居宅介護事業者)の指定	( "	)	34
介護機関(介護予防事業者)の指定	( "	)	35
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更	( "	)	35
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(3件)	( "	)	36
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(3件)	( "	)	36
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出	( "	)	37
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	( "	)	37
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出	( "	)	38
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出	( "	)	38
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	( "	)	38
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧			
道路の供用開始(県道無月宇和島線)	地方局管理	健課)	39
道路の供用開始(県道大洲長浜線)(南予地方局大	州土木事務	新)	39
公告			
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告(男女参画	・県民協働	才課)	39
歯科技工士国家試験の実施	(医療対策	韖)	39

	<u></u>
告	示
_	

# ○愛媛県告示第77号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医療機関	関の名称	ĭ	医療機関の所在地	廃止年月日
L	ばた胃	腸科	内 科	西予市宇和町卯之町一丁 目347 - 2	平成25年12月20日
近	藤	医	院	伊予市米湊855 - 9	平成25年12月31日

# ○愛媛県告示第78号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。 平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関(指定	主たる事務所の	指定訪問看護事業	業等を行う事業所	指定年月日
訪問看護事業者等)の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	拍 化 午 月 口
株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町868番地 3	訪問看護ステーション優	四国中央市上分町728 - 1	平成25年12月12日

## ○愛媛県告示第79号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成26年1月21日

介護機関(居宅介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	- 指定年月日
名 称	所 在 地	名称	所 在 地	
医療法人西本整形外科	東温市田窪303 - 1	西本整形外科	東温市田窪303 - 1	平成25年 9 月23日
株式会社縁	宇和島市三間町迫目1056番地	デイサービスこころ	宇和島市三間町迫目1048番地	平成25年10月16日
株式会社おかファーマシー	新居浜市船木甲4475番地 1	おか薬局	新居浜市船木甲4475番地 1	平成25年12月 1 日
株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町868番地 3	訪問看護ステーション優	四国中央市上分町728 - 1	平成25年12月12日
砥部病院ケアサービス株式会 社	砥部病院ケアサービス株式会 社 伊予郡砥部町麻生40番地 1		伊予郡砥部町麻生51番地 1	平成25年12月16日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	リハステージ郷	新居浜市清住町 1 - 36	平成25年12月20日
アトムタクシー株式会社	八幡浜市産業通10番11号	ヘルパーステーションアトム	八幡浜市大平1番耕地870番 地5号	平成26年1月1日

# ○愛媛県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 ( 介 護 予 防 事 業 者 ) の 名 称	主たる事務所の所 在 地	介護 予防事業       名     称	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
医療法人西本整形外科	東温市田窪303 - 1	西本整形外科	東温市田窪303 - 1	平成25年 9 月23日
有限会社まるいち	東温市南方474番地 9	東温市南方474番地 9 有限会社まるいち訪問介護事 業所 東温市南方474番地 9		平成25年10月15日
株式会社縁	宇和島市三間町迫目1056番地	デイサービスこころ	宇和島市三間町迫目1048番地	平成25年10月16日
株式会社おかファーマシー	新居浜市船木甲4475番地 1	おか薬局	新居浜市船木甲4475番地 1	平成25年12月 1 日
株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町868番地 3	訪問看護ステーション優	四国中央市上分町728 - 1	平成25年12月12日
砥部病院ケアサービス株式会 社	伊予郡砥部町麻生40番地 1	デイサービスTo-be	伊予郡砥部町麻生51番地 1	平成25年12月16日
アトムタクシー株式会社	八幡浜市産業通10番11号	ヘルパーステーションアトム	八幡浜市大平1番耕地870番 地5号	平成26年1月1日

# ○愛媛県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)の主たる事務所の所在地及び指定 訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

医療機関(指定 訪問看護事業者等)の	主た	る 事 務	所の	指定訪問	看護事業	美等を行	う事業	所	・ 変更年月日
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
株式会社アクティブモア	(変更後) 宇和島市新町一丁目 1 番14号		一番により という		ステーショ	(変更後 宇和島市	) 新町一丁目	1 番14号	平成25年11月4日
休式云社アクティブモア	(変更前 宇和島市 ビル2階	) 天神町8番	23号天神	9		(変更前 宇和島市 ビル2階	天神町8番	23号天神	平成25年11月4日

#### ○愛媛県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成26年 1 月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名和称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社アインファーマシー	(変更後) 北海道札幌市白石区東札幌五 条二丁目 4 番30号	アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734 - 3	亚式25年11日11日
, x	(変更前) 北海道札幌市東区東苗穂五条 一丁目2番1号	アイノ祭问四国甲大店	四国中天印工万则734-3	平成25年11月11日

## ○愛媛県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
名	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	やウスに人様事業にフソカ国	(変更後) 新居浜市郷三丁目16番58号	平成23年 2 月14日
社会価値法人りいよう会	机店供印烟中00/街地	指定通所介護事業所アソカ園   	(変更前) 新居浜市清住町 1 番36号	平成23年 2 月 14日

#### ○愛媛県告示第84号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
名和称	所 在 地	名称	所 在 地	
株式会社アクティブモア	(変更後) 宇和島市新町一丁目 1 - 14	愛ほっと訪問看護ステーショ	(変更後) 宇和島市新町一丁目 1 - 14	平成25年11月4日
休式会社アクティブモア	(変更前) 宇和島市天神町 8 - 23天神ビ ル 2 F		(変更前) 宇和島市天神町 8 - 23天神ビ ル 2 F	十成25年11月4日

#### ○愛媛県告示第85号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

介護機	差 関 ( 介 護 事 業 者 )	主た	る 事 務	所の	介護	予 防	事業	を行	う事業	所	- 変更年月日
ص م	事 来 旬 <i>)</i> 名 称	所	在	地	名		称	所	在	地	及史平为山
株式会社アインファーマシーズ		(変更後) 北海道札幌市白石区東札幌五 インファーマシー 条二丁目4番30号		・アイン薬局四			med	h <del>±</del> ►/\=T7	24 2	平成25年11月11日	
		北海道札	条二丁目 4 番30号 (変更前) 北海道札幌市東区東苗穂五条 一丁目 2 番 1 号		アイノ条向四	国中大石		四国中分	央市上分町7.	5 <del>4</del> - 3	平成25年11月11日

#### ○愛媛県告示第86号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	 	(変更後) 新居浜市郷三丁目16番58号	平成23年 2 月14日
社会価値/広入りいる ブム	利店,供印物中007亩地	指に地が月 護事未がアクカ国	(変更前) 新居浜市清住町 1 番36号	十成25年 2 月 14日

## ○愛媛県告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社アクティブモア	(変更後) 宇和島市新町一丁目 1 - 14	愛ほっと訪問看護ステーショ	(変更後) 宇和島市新町一丁目 1 - 14	- 平成25年11月4日
体式会社アクティブモア	(変更前) 宇和島市天神町8-23天神ビ ル2F	9	(変更前) 宇和島市天神町 8 - 23天神ビ ル 2 F	平成25年11月4日

#### ○愛媛県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	休止に係る居宅介記	<b>養事業を行う事業所</b>	休止年月日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	W II 4 7 II
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 3 番26号	ヘルパーステーション西安	八幡浜市大平一番耕地870番 地 5	平成25年12月31日

# ○愛媛県告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	<b>隻事業を行う事業所</b>	廃止年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	<i>,,, , , , , , , , , ,</i>
医療法人近藤医院 伊予市米湊855番地 9		近藤医院	伊予市米湊855番地 9	平成25年12月31日

#### ○愛媛県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 ( 居 宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の			廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所				廃止年月日	
月 禮 文 援 爭 来 旬 ) の 名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	展 工 牛 月 日
社会福祉法人伊方町社会福祉 協議会	西宇和郡 1	3伊方町湊浦	1995番地	瀬戸居宅介護	支援事業所	西宇和郡 <sup>(</sup> 地 1	伊方町三机	し乙1087番	平成21年 3 月31日

# ○愛媛県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	休止に係る介護予院	休止年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 3 番26号	ヘルパーステーション西安	八幡浜市大平一番耕地870番 地 5	平成25年12月31日

#### ○愛媛県告示第92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	廃止に係る介護予院	方事業を行う事業所	廃 止 年 月 日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	<b>第 正 平 万 口</b>
医療法人近藤医院	医療法人近藤医院 伊予市米湊855番地 9		伊予市米湊855番地 9	平成25年12月31日

## ○愛媛県告示第93号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
西宇和郡伊方町神崎349 - 2	西宇和郡伊方町大久1092	西宇和郡伊方町川之浜1824	四 ツ 浜	八幡浜漁業協同組合
和 田 稔 治	佐々木 和 夫	田村良雄	ロ ノ 供	八階狀然表別引組口

## 2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年1月21日から2月4日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区

南予地方局産業経済部八幡浜支局 水 産 課

## ○愛媛県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	無月宇和島線	宇和島市三浦朝	東新11番 5						平成26年 1 月21日

#### ○愛媛県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 σ	)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	<b>*</b>	:洲長浜	線	大洲市長浜甲1							平成26年 1 月21日

公告

## 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年1月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年1月8日	NPO法人 四国青年NGO HOPE	幾 野 雄 也	松山市祝谷2丁目2番6号	本法人は、四国内の青年活動を活性化させることを目的とする。青年活動とは、社会問題解決を目的に活動する青年個人や青年団体の活動を指し、分野は特定しないが、政治・宗教を除く活動を意味する。

# ○公 告

## 歯科技工士国家試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第

2条第1項の規定により、平成26年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成26年 1 月21日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所
- (1) 学説試験

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第一別館11階会議室

(2) 実地試験

松山市花園町3-6 河原医療大学校

- 2 試験の日時
- (1) 学説試験

平成26年2月19日(水)午前9時

(2) 実地試験

平成26年2月20日(木)午前9時

3 受験願書の提出期間

平成26年1月28日(火)から2月4日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

平成26年 1 月21日 発行 40